

ID: 67

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	名寄市児童クラブ条例 第7条		
例規番号	平成22年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (利用の申込み) 第7条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (対象者) 第6条 児童クラブを利用することができる者は、市内に住所を有し、小学校に就学する児童で、その保護者が次の各号のいずれかに該当していると認められるものとする。 (1) 保護者のいずれもが昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 保護者のいずれもが昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 児童の母親が妊娠中又は出産後間がないこと。 (4) 保護者のいずれもが疾病にかかり、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 保護者が長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日